

令和5年介護職員特定処遇改善加算について

有限会社 T・A UNION は令和5年4月から新たに介護職員等特定処遇改善加算を取得する。

1 対象事業所

デイサービス和草

デイサービス和草花笑

2 対象職員 正社員かつ介護福祉士と管理者資格を有するもの

3 改善期間 令和5年4月～令和6年年3月

4 加算区分 加算Ⅱ

5 改善方法及び金額

① 月額 70000 円

期中に事業収入が増減した場合は、一時金の額を増減して調整する。